

四日市市告示第429号

四日市市税条例（平成16年四日市市条例第42号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類（審査請求に関するものを除く。）の提出、又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所地又は本店、主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るもので、その期限が平成30年7月5日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める期日まで延長する。

平成30年7月27日

四日市市長 森 智 広

都道府県	指 定 地 域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

(財政経営部市民税課)